

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術実施件数  
令和6年1月から令和6年12月

区分	手術名等	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	73
	イ 黄斑下手術等	185
	ウ 鼓室形成手術等	35
	エ 肺悪性腫瘍手術等	155
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	139
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	24
	イ 水頭症手術等	98
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6
	エ 尿道形成手術等	113
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	25
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	35
区分3	ア 上顎骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	58
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	3
	エ 母指化手術等	11
	オ 内反足手術等	4
	カ 食道切除再建術等	9
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4	腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術	719
その他	人工関節置換術	184
	乳児外科施設基準対象手術	0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	81
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	153
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	164

※区分は、施設基準の届出に準じて記載したものです。